

意見書

平成18年6月23日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう せん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう せん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしがいいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社
だいひょうしつこうやくしやちよう くらしげ ひでき
代表執行役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 B Bモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ボーダフォン株式会社
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「2005年度（平成17年度）電気通信事業分野における競争状況の評価（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

報告書全般について

頁	段落	意見
5	図表②	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての領域において「市場支配力の存在」を認めつつも、「市場支配力の行使」は認められないという評価になっています。基本方針では、市場支配力とは、「その意思によってある程度自由に価格、品質、数量及び商品選択の多様性その他各般の条件を左右する力。」と定義されていますが、市場支配力の存在や市場支配力の行使を判断する定義は明確化されておりません。 従って、本年の評価において存在と行使をどのように区分して分析しているかについて、各領域ごとに丁寧な説明が必要と考えます。
1-64 1-66 2-4 2-13 2-19 2-20 3-31 3-89	1-6(2)②a 1-6(5)③ 2-1-2 2-2-4 2-3-4 2-4 3-2-3(5) 3-3-8(5)③	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書では、各領域において、市場支配力を「梘子」として隣接市場の競争に利用することについて注意深く監視や検証することが必要、との指摘がされています。しかしながら具体的にどのような手法で梘子を特定し、どのように検証を行うのかといった手法が明確にされていないものと考えます。今回の各分析においても、梘子を利用したものがあるのかどうかの判断をどのように行っているのかが不明であり、明確化を図るとともに、今後当該手法についての検討が必要と考えます。

頁	段落	意見
1-64	1-6 (2) ②	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西はボトルネック設備を独占しているため、独占による弊害を除去し、公正な競争環境を整備するため、電気通信事業法ではNTT東西のネットワーク設備を第一種指定電気通信設備として指定し、設備開放義務など各種の規制を適用している。これらの非対称規制や競争ルールはほぼ有効に機能しており、NTT東西の市場支配力の行使を抑制しているものと考えられる。また、新型直収電話やOABJ-IP電話により、シェアは僅かながらも競争事業者が価格面・サービス面で競争を積極的に展開し、NTT東西がNTT加入電話に関する料金を引き上げる誘因を抑えており、NTT東西が固定電話市場において市場支配力を行使する可能性は高くないと考えられる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省殿の見解のとおり、非対称規制や競争ルールは、NTT東西の市場支配力行使の抑制に、一定の効果をあげているものと考えます。 しかしながら、「NTT東西がNTT加入電話に関する料金を引き上げる誘因を抑えており、NTT東西が固定電話市場において市場支配力を行使する可能性は高くないと考えられる。」という見解については、適当でないものと考えます。 NTT東西は、新型直収電話の登場に伴い、1952年の旧電電公社発足以来実質的に値下げしたことがない基本料を値下げし、現在の交換機では標準機能となっているにもかかわらず徴収し続けてきたプッシュホン使用料を廃止しました。これは一面的には競争事業者の参入による値下げが実施された事例ではありますが、独占的な市場支配力に基づきNTT東西が価格を維持し続けてきたことにより、過大な利潤を確保してきたことも示しています。 このことから、価格上昇が見られないことからすなわち市場支配力の行使可能性が高くないという判断は適当ではなく、市場支配力を有する事業者は価格水準を維持しているだけでも、当然にその市場支配力を行使していると判断することが適当と考えます。 また、市場支配力行使の可能性を、価格支配力のみで判断されていますが、判断基準として不十分と考えます。特にボトルネック設備に基づく市場支配力については、接続事業者の事業運営に対して直接影響を与えるものであるため、新規参入の排除、競合する接続事業者への競走阻害行為、市場支配的サービスの顧客情報を利用した営業上の優位性等の影響について考慮することが必要です。 <p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> しかし、固定電話と密接な関係にあるADSLやFTTHといったブロードバンド市場ではNTT東西のシェアが増加傾向にあり、NTT東西が保有するNTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位である可能性も指摘されている。また、FMCの進展に伴い、固定電話と移動体電話の融合・連携サービスの提供がされつつあるが、移動体電話ではNTTドコモが5割を超すシェアを有しており、固定電話市場内ではNTT東西が市場支配力を行使する可能性は高くないとしても、固定電話市場における市場支配力を梃子として、隣接市場(ブロードバンド、移動体通信等)に影響力を及ぼすことへの懸念は少なくない。したがって、このように市場支配力を梃子として活用するような企業行動について、競争評価の適切な運用を通じ、引き続き注意深く監視することが必要である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省殿の見解に賛同します。固定電話市場の独占的市場支配力を梃子にすることにより、現状若しくは将来の競争市場に固定電話市場の

頁	段落	意見
		市場支配力を活用させることは厳に避けなければなりません。
1-65	1-6 (3) ②	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独、協調にかかわらず、市場支配力が行使される可能性は低い。 ・ マイライン・マイラインプラスは、提供事業者の変更時に登録料を要し、相応の乗換費用が発生するが、マイライン(未登録者を含む)については、登録を変更しなくても通話時に相手先の電話番号の前に事業者識別番号をダイヤルすることでマイラインの契約先以外の事業者を選択することも可能な制度となっており、一定の競争圧力が働いている。 ・ また、近年では中継電話より安価な050-IP電話やソフトフォンが、ブロードバンド利用者にとっての通話サービスとして存在感を高めつつあることから、中継電話の料金を引き上げる誘因が高いとは考えられない。したがって、単独、協調にかかわらず、市場支配力が行使される可能性は低いと判断される。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイライン及びマイラインプラス制度の整備により、一定の競争圧力が働いているのは事実ですが、未登録者については単独で市場支配力を行使しうる地位にあると評価されたNTT東西及びNTTコミュニケーションズをデフォルト選択することとなっており、市場支配的事業者への優位性を残した制度となっています。 ・ さらに、単独で市場支配力を行使することは、協調する場合と比較して容易であることは明白であることから、NTTグループにより単独で市場支配力が行使される可能性は、競争事業者の協調による場合より高いものと考えられ、可能性を同等に評価することは適当でないものと考えます。 ・ また、NTTコミュニケーションズの提供する「プラチナライン」の影響を検証すべきと考えます。「プラチナライン」は、マイラインの4区分全てにおいてマイラインプラスの登録を行うことを条件として低料金での通話を実現するサービスですが、競争事業者は接続料金の水準から、「プラチナライン」と同等の料金水準を実現することは困難です。NTTコミュニケーションズ単体で見ると、競争事業者と同じ状況にありますが、NTTグループ全体で見ればNTT東西の接続料収入は増加するため、グループ内の収支移転という見方が可能です。これは、NTTグループの協調による市場支配力の行使とも考えられます。 ・ さらに、「プラチナライン」によりマイラインの利用者が増加することにより、NTT東西の加入電話契約が維持されることとなります。この点でも競争事業者の直取電話サービス等との間の競争優位が確保されており、NTTグループの協調による市場支配力の行使の可能性は高いものと考えられます。
1-66	1-6 (5) ①	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話領域内では、加入部分について、急増しつつある新型直取電話や、FTTHへの移行により利用可能となる0ABJ-IP電話の急拡大など、NTT加入電話の代替サービスをめぐる市場環境の変化が激しいため、これらのサービスの契約数や料金、サービス内容、事業者の参入退出等の動向に注視していく必要がある。

頁	段落	意見
		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿の見解に賛同します。 ・ 特にFTTH移行に伴い拡大する光0AB-J IP電話との競争においては、FTTHの普及度合いにより地域間に格差が生じることが考えられるため、非競争地域における市場支配力の行使に注意することが必要と考えます。非競争地域における市場支配力に基づく独占利潤を用いて、競争地域においても間接的に市場支配力を行使することが可能となり、競争環境を歪めることが懸念されます。

第2章 隣接市場との相互関係関連

頁	段落	意見
2-4～ 2-5	2-1-2	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話市場の加入部分におけるNTT東西のシェアは圧倒的であり、この市場支配力を梃子として、隣接市場における事業者間競争に利用することへの懸念が存在する。したがって、固定電話市場の市場支配力に由来する影響力の経路を検証していくことが必要である。また、移動体通信市場との間では、携帯電話・PHS市場におけるNTTドコモの市場シェアは54.1% (05年12月)を維持していることから、固定電話市場からの経路のみではなく、移動体通信市場からの市場支配力の影響も考慮する必要がある。 ・ 以上を踏まえ、次のそれぞれ2つのサービス間における相互関係の有無について、利用者の事業者選択を分析することによって検証を試みる。 ・ 【インターネット接続市場との関係】 <ol style="list-style-type: none"> ① 固定電話の加入部分とADSL ② 固定電話の加入部分と050-IP電話（※ISPの選択を代理変数とする） ③ 中継電話とADSL ④ 中継電話と050-IP電話 ⑤ ADSLと050-IP電話 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「固定電話市場の市場支配力に由来する影響力の経路を検証していくことが必要」とする、総務省殿の見解に賛同します。 ・ しかしながら、インターネット接続市場との関係に、FTTH及び0AB-J IP電話との関係についても分析することが必要と考えます。特に、0AB-J IP電話は、固定電話の加入部分及び通話を代替するものであるとともに、現状85万契約程度とはいえ、今後普及していくことが考えられるサービスであり、固定電話市場の市場支配力に由来する影響力の経路を検証する対象として必須と考えます。 ・ また、FTTHはすでにNTT東西が市場支配力を有する水準にあると評価（本競争評価案「3-3-8 2005年度の競争状況の評価」）されており、0AB-J IP電話は主にFTTHに付随するサービスとして普及しています。固定電話市場とブロードバンド市場の双方に重畳するサービスとされている0AB-J IP電話（本競争評価案「図表2-1-1 ① 固定電話市場と隣接市場の関係」）は、ともに市場支配力が存在するとされている市場に関係するものであるため、相互関係を検討することが必要と考えます。 ・ さらに、この部分に限らず、0AB-J IP電話は本評価案の様々な部分において触れられておりますが、0AB-J IP電話に特化して十分な評価が行われていないように見受けられます。0AB-J IP電話に関しても、より詳細な評価を行うことが必要であり、今回個別の評価が行われていない理由を明確にすべきであると考えます。
2-2 2-19 2-21	2-1 2-1-1 2-3-4 2-4	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話の加入部分におけるNTT東西の市場支配力が圧倒的。この市場支配力に由来するインターネット接続市場・移動体通信市場への影響力の可能性を分析することが必要。 ・ 特に、NTTグループは、固定電話市場で9割を超える圧倒的なシェアをもつと同時に、携帯電話市場でも5割超、インターネット接続市場でも

		<p>ADSL市場で約4割、FTTH市場で約6割のシェアを有しており、固定電話市場を源泉とする市場支配力のみならず、その他の市場を源泉とする市場支配力についても注視すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループは固定電話市場で9割超、携帯電話市場で過半の市場シェアを有しているため、また固定電話サービスの不可欠設備としての第一種指定電気通信設備や、これに準ずる移動体通信サービスの第二種指定電気通信設備を保有していることから、市場支配力の隣接市場への影響や複数事業者による共同支配力について注視することが必要である(例えば、NTT東西とNTTドコモとの共同営業の禁止等が挙げられる。) <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿の見解に賛同します。尚、今後、固定電話市場と隣接市場との相関関係を注視していく際には、IP化への移行を踏まえた上で、NTTグループのボトルネック性、ドミナント性を念頭においていただく必要があると考えます。 ・ 具体的には、NTTグループの次世代ネットワーク(NGN)の構築の際の、NTT東西とNTTドコモとの連携や、NTT東西が既存網における市場支配力やボトルネック性を維持したままNGNへの移行を行うこと等が該当するものと考えます。 ・ 更に、県内/県間、東日本/西日本、固定/移動のIPベースのシームレスなサービスの提供をNGNのネットワーク構築にて実現することがNTTグループの中期経営戦略において計画されており、これについてもNTT東西とNTTドコモの連携等に関して留意することが必要であると考えます。
--	--	---

頁	段落	意見
3-32	第3章 3-3	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分岐方式の接続形態であるシェアドアクセスの料金体系においては、分岐回線収容領域(光配線区域)の屋外スプリッタに収容される加入者数に応じて実質的な接続料金の水準が定まる構造にあります。当該加入者数は、屋外スプリッタのサービス提供可能エリアである光配線区域の情報により影響を受ける特性があるため、光配線区域の情報利用に関して、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性が確保されているか、実際の利用実態を踏まえ検証していただく必要があると考えます。 ・ 現行のシェアドアクセスの接続料金が認可された際の情報通信審議会の答申(平成16年12月21日)においては、「NTT東日本及びNTT西日本において、総務省に対し、今後定期的に、光配線区域当たりの世帯数、シェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報について報告を行うこと」とあります。 ・ 上記の検証にあたっては、この報告内容を踏まえるとともに、NTT東西が定める光配線区域が、NTT東西が公表するとおり、所内装置の収容効率や配線ケーブルを含めた構成設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の属性も勘案の上、設定されているかについても併せて検証していただく必要があると考えます。 ・ 競争評価案においては、FTTH市場におけるNTT東西のシェアが極めて高水準のまま依然として上昇傾向にあると確認されていますが、そうした傾向の要因が、NTT東西の特性として、指定電気通信設備の管理部門が同設備の利用部門と同一の事業体であることに起因しているとするれば、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性確保の観点から問題となり得ます。 ・ 従って、これらの検証は、より本質的な競争評価を行い政策展開に反映するためにも重要であると考えます。 ・ なお、平成18年6月6日に開催された「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」において公正取引委員会からも、「NTT東西が、分岐方式を採用するための設備計画すらなく、分岐方式による競争者との接続が不可能な状況にあるにもかかわらず、分岐方式を前提とした廉価なサービス料金により顧客に対して営業活動を行うことは独占禁止法上問題」との見解が示されているところであり、上記の検証を踏まえ、公正競争政策の形成に適切に反映されることを期待します。

第4章 移動体関連

頁	段落	意見
4-35	4-2-2-3	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定電話事業者が料金設定した場合の料金は、携帯電話事業者が料金設定した場合の料金の45%～81%程度と、低くなっていることがわかる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる事業者によって設定された料金を比較する際には、同一事業者の利用者向け料金を比較対象とすることで、より適切な料金比較が可能になるものと考えます。 ・ 例えば、NTT東日本が設定したボーダフォン向け料金とボーダフォンが設定した料金とを比較することによって得られる比率等を用いることが適切であると考えます。
4-54	4-2-4 (4)	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ b)このような市場環境では、シェア上位の事業者が暗黙の協調等により協調して市場支配力を行使することは潜在的には容易であると考えられる。 ・ 以下の理由から、2004年度と同様、複数の事業者が協調して市場支配力を行使する懸念は残ると判断する。 <ul style="list-style-type: none"> a)携帯電話・PHS市場は、前年度に引き続き、高度に寡占的で参入障壁があり、営業利益率も比較的高水準にあるため、市場支配力の形成や維持がそもそも生じやすい状況にある。 b)既存事業者は事業戦略やビジネスモデルが類似し、同質的な事業者であるため利害が一致しやすく、結果として暗黙の協調等による協調関係が生まれやすいと考えられる。 c)携帯電話等の料金体系が複雑化し、料金水準の推移を把握しにくくなっている。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業者が協調して市場支配力を行使しうるかどうかを、「市場のシェア」、「収益額の水準」、「事業戦略やビジネスモデルが類似する」という理由のみで判断するのは、適当でなく、番号ポータビリティや新規参入事業者等の市場環境の動向を加味していただくと共に、定性的要因についても十分な検証を行なうことが適当であると考えます。 ・ 定性的要因の具体的な分析項目としては、複数の事業者が協調することによって得られるメリットの有無、協調関係にある事業者が相互に監視するようになっているかどうか、協調関係を解消することによって得られるメリットよりも、解消することによって他事業者から受ける制裁の影響の方が大きいかどうか等が該当するものと考えます。 ・ また、「c)携帯電話等の料金体系が複雑化し、料金水準の推移を把握しにくくなっている」点を「協調による市場支配力を行使する懸念が残る」ことの理由とすることは誤りであると考えます。 ・ 「料金体系の複雑化」は、例えば、一部の事業者において提供している音声定額料金プラン等のように、「料金プランの多様化」と認識しており、

頁	段落	意見
		むしろ料金競争が進展していることの象徴であると考えます。従って、「協調による市場支配力を行使する懸念が残る」理由とはならないものと考えます。
4-56	4-2-4(5)	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> アプリケーションやプラットフォームのレイヤにまたがって市場支配力を行使しようとする既存事業者の行動は、これまでの垂直統合型のビジネスモデルを強固にすることにもつながるため、レイヤ間の公正競争確保の観点から、今後も引き続き注視していく必要がある。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省殿の見解に賛同します。特に、電気通信サービスレイヤにおいて市場支配力を有する既存事業者がアプリケーションやプラットフォームレイヤにまたがって市場支配力を行使する行動を注視することが必要であると考えます。 具体的には、電気通信サービスレイヤにおいて、市場支配力を有する事業者によって、アプリケーションやプラットフォームレイヤでのグループ企業以外の事業者に対する差別的取扱いが行なわれていないかどうかや、グループ企業による複数のレイヤにまたがった市場支配力の行使が行われていないかどうか等について検証が必要であると考えます。
4-60	参考4-A	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、MNOとMVNOの責任分担の整理や、MVNOと、MVNOにネットワークを提供しているホストMNOの力学関係(MVNO<MNO)を踏まえた公正競争上の課題、MVNOが事業を行うために必要な技術条件、インフラ投資の維持等、MVNOの本格的な市場拡大のために解決すべきいくつかの課題がある。 今後は寄せられた意見を踏まえ、06年中を目途に、ガイドラインの改正等を念頭に置きつつ、政策対応を検討していく予定である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOとMVNO間における様々な課題に関しては、過度な規制介入を行なうのではなく、基本的には事業者間における個別協議により解決すべきであると考えます。 従って、ガイドラインの改正等を行なう際には、今後の多様なビジネスモデルの登場を阻害することのないよう、事業者による自由な事業運営の遂行を確保しつつ、必要最小限のルールを整備することが適当であると考えます。 また、検討に際しては、MNO、MVNO両社の意見を踏まえた上で、客観性、透明性を確保しつつ、議論を進める必要があると考えます。

頁	段落	意見
5-17	5-4 (3) ②	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、新型WANサービス全体では、NTTグループのシェアは05年9月末時点で67.5%に達することなどから、仮にNTTグループが協調すれば市場支配力が存在する可能性は残ると考えられる(図表5-3-2-1①参照)。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省殿の見解に賛同します。 特にNTTグループのNGNの構築に伴い、NTT東西及びNTTコミュニケーションズのサービスが統合される等の状況が起こることが懸念されます。この場合、NTTグループとして実質的な市場支配力を有するような競争状況に、短期間で変化することが考えられるため、NGNの構築等、IP化への対応状況を注視することが必要です。
5-18	5-4 (5) ③	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセス網の部分は、メタルから光ファイバを用いたネットワーク構築への移行が鮮明になりつつあるが、法人ビルディングへの光ファイバの引込みについては、より注意する必要がある。インターネットVPNの伸張により、法人ビルディングに引き込まれる光ファイバは、「Bフレッツ・ビジネスタイプ」のようなFTTHのサービスに用いられるのか、IP-VPN、広域イーサネット、「メガデータネッツ等」などのデータ通信系サービスに用いられるのかの判別が付きにくくなっているからである。 法人向けのFTTHのサービスの利用が中小企業を中心に拡大する中で、光ファイバという物理レイヤと電気通信サービスというネットワークレイヤを峻別し、さらにIP電話のようなアプリケーションとの関係を意識してデータの把握に努める必要がある。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本競争評価案「3-3-8 2005年度の競争状況の評価」において評価されているように、NTT東西のFTTHサービスのシェアは拡大しており、単独でも市場支配力を行使しうる地位にあります。総務省殿の見解にもありますように、法人向けネットワークサービスの足回り回線としてFTTHサービスを用いている場合があるため、FTTHサービスの市場支配力が法人向けネットワークサービスに影響することも懸念されます。 法人向けネットワークサービスの提供においては、様々なサービス、ソリューションを組み合わせ提供することが多いため、総務省殿の見解にあるように、物理レイヤー／サービスレイヤー／アプリケーションレイヤー個々の競争状況及び関係性に着目していくことが必要と考えます。

第6章 マイグレーション分析関連

頁	段落	意見
6-6	6-1(6)	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH市場での市場支配力を梃子に活用して、他の市場に影響を与える可能性についても分析を試みる。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH市場はNTT東西への移行傾向が高いとの分析結果が示されていますが、当該分析方針とされたFTTHから他の市場への梃子については、分析及び結果が不明確とであると考えます。
6-23	6-5(1)	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> メタルから光への移行が進み、超高速のブロードバンド環境が世界に先駆けて整備されることは、インフラ整備の観点から非常に望ましいことである。 ただし、現状ではFTTHを全国的に積極的に提供できる事業者はNTT東西にほぼ限られており、メタルから光へのマイグレーションが、ADSL市場でもたらされた活発な競争を後退させ、NTT東西によるFTTH市場の市場支配力を生み出す結果となる恐れが存在する(図表6-5①参照)。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は、メタルから光への移行が進展している状況であり、移行期の競争状況評価を行うにあたって、マイグレーション分析は有用かつ必要な分析と考えます。 ADSLからFTTHへの移行にあたり、NTT東西のFTTH市場における市場支配力の存在はすでに顕在化(本競争評価案「3-3-8 2005年度の競争状況の評価」)しており、FTTH移行に伴う市場支配力の拡大を解消し、FTTH市場においても高いレベルの競争環境を実現するために、マイグレーション分析のような要因分析をより充実させていく必要があります。

以上